

# 一般質問

定例会では、提案された諸議案に関係なく、議員自身が議長に通告し、市長及び関係理事者に質問する日（一般質問日）を設けています。今定例会は、3月23日に4人の議員が活発な質問を展開しました。

ここにその一部を掲載します。

詳細は、市議会ホームページでご覧いただけますので、是非ご活用ください。

一般質問  
竹森 衛  
(日本共産党)

## 空き家問題と今後の対策

**問** 総務省発表の住宅・土地統計調査（2013年10月現在）では、住宅の全国総数6,063万戸のうち820万戸が空き家で空き家率は13.5%。本県では13.8%である。昨年の一般質問で、本市の空き家率は、平成20年度で15%との回答があり、市長は「実態調査をしたい」と答弁していた。27年度予算に、空き家等住宅適正管理の実態調査委託料を計上しているが、どのように条例制定を進めるのか。また、運用には多くの課題があるが、空き

家対策の計画策定の取り組みの主眼はどこにあるのか。

**答** 管理の行き届かない老朽家屋は、市に苦情が寄せられており、道路管理、建築基準法の建築物の維持保全、環境面、防犯等の様々な部署で、行政指導で対応しているが所有者等から反発もあり、法的根拠の必要性を感じていた。老朽家屋に対する条例制定が全国で急増し、昨年、本市も条例化を検討したが、11月に

空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定されたため、この法律に基づき順次取り組みたい。「住民や自治会の意識も高めることを主眼とし、本市の実情に応じた条例化も視野に入れ、空き家等の適正管理、利活用を推進したい。」

**問** 空き家対策特別措置法では、5月から罰則規定が適用される。特定空き家の判断と、

行政執行処分は厳格で抑制的でなければならぬ。判断基準が重要となるが、協議会の指定や構成等はどのように進めるのか。また、個別事情に即して、所有者の意見や周辺住民や有識者を含めた客観的な意見を聞く場を設けることも重要であるが考えは。

**答** 特別措置法では、放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれや周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態などにある空き家を特定空き家等と位置づけている。判断基準は、国が定めるガイドラインに基づき、市として設けた

い。また、協議会を設置し、様々な意見を聞き、重点的に取り組む区域や、市の実情に応じた空家等対策計画を取りまとめていく。所有者の意見を聞く場は、まず聞き取りを

し、立ち入り調査、そして特定空き家かどうかの判断をし、特定空き家となれば是正措置等を行い、不履行となれば、空き家等適正管理委員会を設置し有識者等で議論し業務を進めたい。ここでは、相手の事情や意見、証拠等が提出できる機会もある。

**問** 空き家の撤去が進まない要因に、更地にすれば固定資産税が6倍になるということがある。個人財産とは言え、担税能力などから考えると、一律に行政代執行は進められない。生駒市、三郷町、三宅町は、倒壊の危険回避のための補助金を出している。御杖村では、空き家バンクをつくって定住促進を図っている。本市の空き家対策の進め方は。

**答** 「老朽空き家適正管理」と「空き家の利活用の推進」の2つの対策を踏まえ、空家

### 会派名簿

公明党（4名）  
大北かずすけ・亀甲義明  
森下みや子・成谷文彦  
日本共産党（2名）  
竹森 衛・西川正克  
至誠会（2名）  
小川和俊・奥田 寛

政 志 会（2名）  
たけだやすひこ・松木雅徳  
自由民主党（2名）  
細川佳秀・奥田英人  
檀原未来（3名）  
宇佐美孝二・廣井一隆  
大保由香子

いずれの会派にも所属しない議員（8名）  
杉井康夫・竹田きよし  
榎本利明・高橋圭一  
河合 正・榎尾幸雄  
松尾高英・水本ひでこ  
(平成27年3月23日現在)

等対策計画を策定したい。条例化している自治体の約3割は是正措置費用や解体費補助などの制度を設けているが、個人財産への公費の支出には慎重な自治体が多い。様々な意見を聞き検討したい。また、地域に応じたまちづくりを検討する必要があり、本市では、NPO法人により、今井町や八木町で空き家活用の実績がある。中古住宅の市場化を模索している団体と情報交換等も行っており、引き続き連携を図りたい。当面は老朽空き家の課題への対応を主眼にして取り組みたい。

**問** 市長の考えは。

**答** 本市には7,860軒の空き家があるが、すぐに撤去しなければならないものとは、利用可能なものがある。撤去しなければならぬ空き家に関しては、補助をどうするか、